平成２４年（フ）第４６８号
神戸市北区長尾町宅原字四軒茶屋1896番地
破産者　株式会社藤建
1　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
2　一般調査期日　平成24年８月20日午後２時
平成24年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第５１３号
愛媛県伊予郡砥部町川井1098番地１
破産者　上石　憲次
1　破産債権の届出期間　平成24年７月10日まで
2　一般調査期日　平成24年８月23日午後４時
平成24年５月31日　　松山地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第５１１号
滋賀県栗東市霊仙寺１丁目２番19―602号、前住所滋賀県栗東市霊仙寺２丁目10番20号
破産者　高木　繁光
1　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
2　一般調査期日　平成24年９月５日午前10時50分
平成24年５月31日　　大津地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第３１号
大分県佐伯市大字鶴望5076番地４
破産者　管　　隆昭
1　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
2　一般調査期日　平成24年９月14日午後１時10分
平成24年５月29日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２０年（フ）第７１８１号
大阪市中央区船越町１丁目６番６号
破産者　株式会社環境工学コンサルタント
特別調査期日　平成24年７月９日午前11時
平成24年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第６号
岡山県新見市大佐永富1357番地
破産者　大平　健一
特別調査期日　平成24年７月17日午前11時
平成24年５月29日　岡山地方裁判所新見支部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第１７号
新潟県佐渡市金丸494番地１
破産者　後藤　　豊
1　期日　平成24年７月19日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年５月31日　新潟地方裁判所佐渡支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２２年（フ）第４１号
山口市熊野町３番４―102号
破産者　糸原　義人
異議申述期間　平成24年７月４日まで
平成24年５月31日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１０００１号
仙台市青葉区一番町２丁目10番26号
清算株式会社　ディウォール工業株式会社
代表清算人　岩渕　健彦
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部
平成２４年（ヒ）第１００３号
神戸市北区有馬町318番地
清算株式会社　奥田エステート株式会社
代表清算人　西　　博生
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部
平成２４年（ヒ）第１００１号
福岡市博多区西月隈６丁目１番６号
清算株式会社　丸王株式会社
代表清算人　酒井　博志
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２号
宮崎県北諸県郡三股町今市１番地２
清算株式会社　株式会社宮崎ミツバ
代表清算人　武　　信幸
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所都城支部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１００３号
福岡市中央区地行３丁目３番12号
清算株式会社　株式会社三松業務店
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者神垣一三（前代表者）を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権額のうち元本額の2.2％の金員あるいは各協定債権額の元本額のうち10万円以下の部分のいずれか高額な方を弁済する。
2　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　協定債権者神垣一三は、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
4　本協定による協定債権の免除において生ずる１円未満の端数は切り捨てる。
5　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を本件協定債権者の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福岡地方裁判所第４民事部

監督命令

平成２４年（再）第３号
富山市八尾町高熊33番地
再生債務者　株式会社会員制おわら観光リゾートホテル
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　富山市根塚町３丁目３番地の12　根塚町ビル２階　山本直俊法律事務所　弁護士　山本　直俊
平成24年５月29日　　富山地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
富山市新屋25番地
再生債務者　株式会社オーエムサービス
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月29日　　富山地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
青森県八戸市大字売市字小侍34番地３　安西荘Ｄ―２
再生債務者　坂本　眞將
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年５月29日　青森地方裁判所八戸支部
平成２０年（再）第１１号
福岡市博多区堅粕５丁目１番８号
再生債務者　株式会社サンミリア
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年５月28日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２０年（再）第１４号
福岡市博多区店屋町３番19―401号
再生債務者　新和土木海運株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年５月28日
福岡地方裁判所第４民事部